

税務課からのお知らせ



軽自動車税についてのお知らせ

廃車や譲渡の際には手続きを

軽自動車税は、毎年4月1日時点の下記対象車両の所有者または使用者に課税されます。

対象車両を廃車・譲渡した場合は、速やかに手続きをしてください。手続きを代行してもらった時は、廃車・譲渡の確認をお願いします。

手続きの窓口は対象車両によって異なりますので以下をご確認ください。

身体に障がいをお持ちの人で来年度(令和7年度)の軽自動車税減免申請を予定されている人は、4月1日(火)に車を所有している必要がありますので、車検証などで所有者を確認してください。

《手続き・問い合わせの各窓口》 異動(廃車・譲渡)する車両が

原動機付自転車(125cc以下の二輪)、小型特殊自動車(農耕作業車、フォークリフトなど)の場合

〈問い合わせ〉
税務課 軽自動車係
Tel.0967 (67) 2703



126cc以上~250cc以下の二輪、660cc以下の三輪および四輪の場合

〈問い合わせ〉
熊本県軽自動車協会
(熊本市東区東本町16-3)
Tel.050 (3816) 1758



251cc以上の二輪および三輪バイクの場合

〈問い合わせ〉
熊本運輸支局
(熊本市東区東町4丁目14-35)
Tel.050 (5540) 2086



〈問い合わせ〉税務課 課税係 Tel.0967 (67) 2703

農作物被害で困っている。誰に聞いたらいいの? ~教えてジビエ協力隊 Vol.12~



鳥獣被害対策総まとめ

1年にわたってご紹介してきた鳥獣対策、やはり基本は『自分の農地は自分で守る』ということです。

- 三本柱
- 1. 環境整備(無意識の餌付けをしない、潜み場の除去/広報5月号掲載)
 - 2. 囲う、追い払う(電柵・WM柵の正しい囲い方を学ぶ/広報6月・7月号掲載)
 - 3. 捕獲

鳥獣害対策三本柱の内「1.環境整備」と「2.囲う」は自分たちで実践できることであり、なおかつ一番の被害防除になります。野生動物は環境の変化にとっても敏感です。環境を正しく整備すると出没が減るケースが多いです。大変なことではありますが、継続的な環境整備と柵の管理(24時間通電、草刈りなど)は必須です。繰り返しになりますが、何より大切なのは集落や農地を『安全』で『エサのある場所』と学習させないことです。

今後、「お肉の解体方法」や「料理方法」など狩猟初心者の人からベテランの人、また興味があるけど誰に聞いたらいいのかわからないという人まで、村民の皆さんが参加できるさまざまなイベント計画していきたいと思います。開催時期は改めてご案内いたしますので興味のある人は事前に登録をお願いします。

参加ご希望の方は農政課 林務整備係までご連絡お願い致します。



鳥獣被害に関する質問・イベントの事前登録を募集中です。



こちらから受け付けています

〈問い合わせ〉農政課 林務整備係 Tel.0967 (67) 2706